

令和6年4月に小学校に入学予定のお子様の保護者へ

## 「入学準備金」のお知らせ

みやこ町では、令和6年4月に小学校に入学予定のお子さんが出て、経済的に困りの家庭に就学援助費（入学準備金）を支給します。



### 入学準備金の支給を受けることができる人

次の（１）～（３）のすべてに該当する人

- （１）みやこ町在住で、お子さんが小学校入学後も引き続きみやこ町に住む予定の人
- （２）お子さんが令和6年4月にみやこ町内の小学校に入学予定の人
- （３）「令和5年度就学援助制度」の認定基準で就学援助支給対象者として認定される人

#### 【就学援助支給対象者 認定基準】

- ①生活保護が停止又は廃止となった世帯
- ②世帯全員の町民税が非課税の世帯
- ③国民年金掛金の免除又は、国民健康保険税の減免を受けている世帯
- ④児童扶養手当を受給している世帯
- ⑤その他経済的に困っている世帯（生活保護基準1.5倍以下の世帯が対象）

対象所得の目安（モデルケース） ※家族構成や年齢等諸条件により所得額の上限額が異なります。

世帯員	家族構成	所得額（持家）	所得額（借家）
2人	父（30歳）、子（新小1）	～1,950,000	～2,100,000
3人	父（32歳）、母（31歳）、子（新小1）	～2,350,000	～2,500,000
4人	父（35歳）、母（35歳）、子（新小1）、子（2歳）	～2,560,000	～2,700,000
5人	父（36歳）、母（33歳）、子（新小1）、子（3歳）、子（1歳）	～2,850,000	～2,990,000

◎所得額は、令和4年のものを使用します。給与（年金）収入の場合、給与（年金）所得控除後の額から社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除がある場合は、それを差し引いた金額になります。

◎同一世帯の所得（祖父母と同居で世帯が同じ場合は、その人も含む）はすべて合算します。

◎上記対象所得の目安は、家族構成、年齢等により認定となる所得の基準額が変わります。この目安額を超えていても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合がありますので、ご了承ください。

※ 入学準備金の支給を受けた人で、令和6年4月にみやこ町立小学校に入学しなかった場合は、入学準備金を返還していただくことになります。町外に転出等の可能性がある場合は、申請を行わないでください。

※ 生活保護を受給中の人は、同様の支給があるため、この制度の支給対象になりません。

## 申請の手続き

【申請場所】 みやこ町教育委員会 学校教育課（みやこ町役場 本庁別館）  
みやこ町勝山上田960番地 ※役場支所、学校では受付できません。

【受付期間】 令和6年1月4日（木） から 令和6年1月31日（水） まで

### 【申請に必要なもの】

（1）就学援助（入学準備金）申請書

（2）添付書類等

①生活保護の停止又は廃止された人：「廃止決定通知書」の写し

④児童扶養手当の受給している人：「児童扶養手当証書」の写し

⑤その他の理由：添付書類は必要ありません。

収入を調べますので、必ず令和5年1月1日に住民登録のあった市町村で

令和4年中の所得の申告を済ませてください。収入のない人の申告も必要です。

（3）その他：印鑑、振込先（申請者名義の口座番号）がわかる通帳など

## 支給額・支給時期

【支給予定額】 54,060円 ※金額は変更になることがあります。

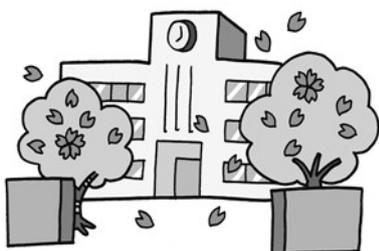
【支給時期】 令和6年3月中旬頃

【支給方法】 口座振込

【支給決定】 審査結果は、3月上旬までに通知します。

※ 入学後に学用品費等や給食費などを援助する「就学援助制度」があります。「入学準備金」の支給認定を受けた場合でも別途申請が必要になりますので、ご注意ください。入学後に学校を通じて、ご案内します。

※ 今回不認定となった場合でも、「令和6年度就学援助制度」で認定を受けた場合、「新入学学用品費」として同額が支給されます。なお、「入学準備金」の支給認定を受けた人は、「令和6年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は支給されません。



○ 問い合わせ先 みやこ町教育委員会 学校教育課教務係  
TEL 0930-32-6005